

6. 税金の控除・減免について

1) 所得税の控除

所得のある障がいのある方、または扶養している世帯に障がいのある方(児)がいる場合、毎年、申告することにより控除が受けられます。(当該年の12月31日現在において交付を受けている者)

- ・特別障害者 → 身体障害者手帳1～2級 療育手帳A 精神障害者1級
- ・普通障害者 → 上記以外の手帳等級

特別障害者所得控除額40万円、普通障害者所得控除額27万円

《手続き》

手帳を掲示し、担当にご確認ください。

【担当】室蘭税務署 電話 0143-22-4151